

## 第3章 立体横断施設

### 3-1 立体横断施設の移動等円滑化の考え方

1. 特定道路等には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。
2. 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
3. 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

立体横断施設とは、横断歩道橋、地下横断歩道その他歩行者が道路等を横断するための立体的な施設である。（1-5-2の6参照）

特定道路等においては、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所の立体横断施設に、エレベーターもしくは傾斜路を設ける必要がある。

基本的には、立体横断施設における上下方向の移動高さは、横断歩道橋の場合で4.5m（車道の建築限界）以上、地下横断歩道の場合で2.5m（歩道の建築限界）以上となる。このため、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のための道路用エレベーターを設けなければならない。

ただし、沿道の建築物に直接接続する場合などのように、昇降の高さが低い場合において、構造上エレベーターの設置が困難な場合など、やむを得ない場合にあっては、傾斜路を用いた昇降も可能と考えられるため、傾斜路をもってこれに代えることができるものとしている。

さらに、歩行者全体の交通量が特に多い場合は、輸送能力が高いエスカレーターを補完的な施設として設置することとする。